

I R（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼実施要領等について 質問書に対する回答

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	事前説明会資料 P32	協力した事業者名をリスト化して公表する、とありますが、参加事業者が事業者名および参加フォーメーションの公表を望まない場合は、公表をしないようご配慮いただけますでしょうか。	事前説明会資料 P32、33 に記載のとおりです。
2	実施要領 1 趣旨	「提供していただいた情報については、事業者様に確認のうえ、調査報告書としてまとめ、市民に公開します。」とあります。どのような方法で、事業者側の確認がとられるのでしょうか。	事前説明会資料 P32、33 に記載のとおりです。
	実施要領 3 基本条件	「(5) 調査票の全ての項目について情報提供すること。」とあります。別紙 1～5 まで記入することで、全ての項目について情報提供すると判断されますでしょうか。	事前説明会資料 P31 に記載のとおりです。
	実施要領 4 ヒアリングの実施	「必要に応じてヒアリングをご依頼させていただきます。」とあります。どのような形式でのヒアリングになるか現時点で既にお考えがございましたらご教示ください。事前にヒアリング内容が知らされ、そのみを回答する形式でしょうか。	ヒアリングは、必要に応じて、秋頃の実施を予定しております。日程・方法につきましては、調査票の提出期限後に別途、ご案内します。
		ヒアリングの実施時期はいつ頃を予定しておりますでしょうか。	ヒアリングは、必要に応じて、秋頃の実施を予定しております。日程・方法につきましては、調査票の提出期限後に別途、ご案内します。
		ヒアリングの時間は、1社当たりどの程度をご予定されておりますでしょうか。	ヒアリングは、必要に応じて、秋頃の実施を予定しております。日程・方法につきましては、調査票の提出期限後に別途、ご案内します。
	実施要領 6 参加登録	参加登録者は、公表されませんか。公表される場合は、いつ、どのような形式になりますでしょうか。	事前説明会資料 P32 に記載のとおりです。
	実施要領 9 調査票の作成及び提出	提出枚数制限は、「別紙 1」A 4 判 6 枚及び添付資料 A 4 判 20 枚の A 4 判計 26 枚との理解でよろしいでしょうか。	事前説明会資料 P31 に記載のとおりです。
		添付資料 A 4 判 20 枚については、事業者側の判断で「別紙 1」記載項目 1～5 の配分設定を自由に行ってよいと考えてよろしいでしょうか。また、場合によっては、ある項目について、「添付なし」も認められますでしょうか。	添付資料の配分については、ご自由に設定いただいて構いません。添付なしも問題ありません。
		調査票および添付資料の提出方法（綴じ方、製本形式）については任意でよろしいでしょうか。	任意で問題ありません。
		調査票について、罫線外にある記載すべき内容を示す( )内の注記等は削除して使用してもよいでしょうか。また適宜紙面の余白、罫線などを調整してもよいでしょうか。	どの項目についての回答かわかる範囲で、適宜、調査票を調整されても問題ありません。
データ提出の形式について、調査票、添付資料ともにテキストの読み取り可能な PDF データを提出するという理解でよろしいでしょうか。		PDF ファイルのデータ提出で問題ありません。	

No.	該当箇所	質問内容	回答
3	<p>実施要領 3 基本条件 (3) IR整備 法や現行の各種 法令等を順守し つつ、実現可能 な情報提供とす ること。</p>	<p>横浜市中期4か年計画 2018～2021（素案）、 横浜市都心臨海部再生マスタープラン、横浜 市山下ふ頭開発基本計画から、IRを設置す る場所は山下ふ頭と想定しておりますが、下 記についてお答えください。</p> <p>1) 横浜港臨港地区内の分区における構築物 の規制に関する条例について →山下ふ頭の臨港地区制限の解除を前提 に検討してよろしいでしょうか？（商港 区：高さ制限31m、宿泊施設の制限等）</p> <p>2) 山下ふ頭再開発に伴う道路・緑地・土地利 用について →ふ頭内道路（交通ターミナル含む）、緑 地について変更が可能でしょうか？</p> <p>3) 山下ふ頭における臨港幹線道路について →整備はいつから行われるのでしょ うか？また臨港幹線道路が現配置で整備 される前提で土地利用計画の検討を行 って良いでしょうか？</p>	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場 所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立 地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下 ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバー リゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制 限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用す るなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提 供をお願いします。</p> <p>なお、山下ふ頭における臨港幹線道路については、国に対して整備を 要望しておりますが、完成時期等については未定となっております。計画 ルート等については、横浜市港湾局ホームページ「横浜市港湾審議会の 開催実績」第62回審議会（平成27年12月11日）資料7及び第65回 審議会（平成29年11月21日）資料8等をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.ht ml</a></p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】 へご記載ください。</p>

No.	該当箇所	質問内容	回答
4	<p>調査票 III. 想定されるIRイメージについて 【項目3】 ※全て山下ふ頭を対象区域とした場合の質疑です。</p>	<p>1. 山下ふ頭全体の開発計画をご教示いただけますか。</p> <p>2. 山下ふ頭への交通アクセスに関するご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山下ふ頭へのアクセス改善のため、追加の交通機関設置の計画はございますか。</li> <li>・ 地下鉄を元町から山下ふ頭内まで延長することは可能かご教示ください。</li> <li>・ 計画に影響すると思われる「臨港幹線道路」の見通しについて計画ルートや車線数、及び整備～完成時期についてご教示ください。</li> <li>・ 山下ふ頭の入口の道幅を拡大することは可能かご教示ください。</li> <li>・ 区域内でバスターミナルの整備が想定されている場合、その計画内容、整備主体及び運営主体について、現時点での横浜市のご意向をご教示ください</li> <li>・ 山下ふ頭入口の横を通る首都高速道路神奈川3号線から敷地内に出入口のランプを設置することは可能かご教示下さい。</li> </ul>	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバリーゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発については、横浜市港湾局ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/yamashita/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/yamashita/</a></p> <p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバリーゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>なお、山下ふ頭における臨港幹線道路については国に対して整備を要望しておりますが、完成時期等については未定となっております。計画ルート等については、横浜市港湾局ホームページ「横浜市港湾審議会の開催実績」第62回審議会（平成27年12月11日）資料7及び第65回審議会（平成29年11月21日）資料8等をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html</a></p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>

No.	該当箇所	質問内容	回答
4	<p>調査票 III. 想定されるIRイメージについて 【項目3】 ※全て山下ふ頭を対象区域とした場合の質疑です。</p>	<p>3. 山下ふ頭の土地、建築に関するご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤状況について、調査結果がございましたらご教示ください。特に高層建物の実現性や建物投資額に影響を与える情報と考えております。</li> <li>・ 山下ふ頭の土壌テストの詳細なデータがございましたらご教示ください。</li> <li>・ 首都高速道路新山下出口付近から山下ふ頭に沿って、新たに埋立を行いふ頭の形を整え、IR用の敷地を広げることは可能かご教示ください。</li> <li>・ 将来の開発時点における建物高さの制限について、その有無と緩和の場合の手続きについてご教示ください</li> <li>・ 護岸やプロムナード（水際線からの後退部分）の民間利用について、制約がございましたらご教示ください。</li> <li>・ 区域内の道路・ガス電気などのインフラ整備について、計画の際の条件（取り出し口など）をご教示ください。</li> </ul>	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバリーゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>なお、山下ふ頭の地盤の状況については、横浜市港湾局ホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/yamashita/genkyo_u/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/yamashita/genkyo_u/</a></p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>

No.	該当箇所	質問内容	回答
5	調査票 項目6その他 について	<p>1) 本要請が終了した場合、御市は、区域開発計画を策定し、国の認定申請を行うかどうかの決定について、いつごろ発表する予定ですか？</p> <p>2) 御市が区域開発計画を策定する場合、</p> <p>a 政府が2段階の認定プロセスを設定した場合、御市は早期またはそれ以降どちらのコースで認定を申請する予定ですか？</p> <p>b 潜在的開発者が検討をするのに必要な、場所の特定と、計画パラメータを含むマスタープランを公表するのはいつ頃になりますか？</p> <p>c 今後、政府は認定プロセスに関する基本方針を公表します。御市はいつオペレーターの選考プロセスを開始するのですか？</p> <p>d 関心を持つオペレーターはどれくらいの時間をかけて選考プロセスの提案書の提案準備ができるのでしょうか？ また、御市はいつ頃プロセスの結果を公表する予定でしょうか？</p> <p>e 御市は、いつ頃までにIR施設が事業を開始することを願っていますか？</p>	<p>横浜市は、IRを導入する・しないについて判断をしていません。このため、導入に向けたスケジュールや手続等について、横浜市として考えはありません。</p>
	調査票 項目3想定するIRのイメージについて	<p>3) 本要請に関して、山下ふ頭を含む港湾地区の直近の港湾道路計画の計画図をお示ください。</p>	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバーリゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>なお、山下ふ頭を含む港湾地区の直近の港湾道路計画については、横浜市港湾局ホームページ「横浜市港湾審議会の開催実績」第62回審議会（平成27年12月11日）資料7及び第65回審議会（平成29年11月21日）資料8等をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html</a></p>



No.	該当箇所	質問内容	回答
	山下ふ頭について 1) 堤防または護岸からのセットバックラインについて	堤防または護岸の種類ごとのセットバックラインをご教示ください。差異がある場合についてもご教示ください。	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバーリゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>
6	山下ふ頭について 2) 車両出入口に関して	<p>1. 現在、山下ふ頭への車両進入口は山下公園に隣接する一か所ですが、ふ頭根本部分以外の地点からの車両出入口を計画する必要がありますか？もし必要な場合は、交通政策審議会発行の横浜港港湾計画（H17改定）の臨港幹線計画に従う必要はありますか？</p> <p>2. 幹線道路は山下ふ頭に対しどのように計画されるか（高架・地下など）をご教示ください。</p> <p>3. 建物や甲板等を道路上に設置する可能性の有無をお教えください。</p> <p>4. このターミナルはIR事業利用に限定されますか？もしくは周辺地域にも連絡する必要がありますか？</p> <p>5. ターミナルは敷地面積に含まれますか？ターミナルの周辺地域（山下公園等）に調整または変更を加える可能性はありますか？</p>	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバーリゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>なお、山下ふ頭における臨港幹線道路については、国に対して整備を要望しておりますが、完成時期等については未定となっております。計画ルート等については、横浜市港湾局ホームページ「横浜市港湾審議会の開催実績」第62回審議会（平成27年12月11日）資料7及び第65回審議会（平成29年11月21日）資料8等をご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/basicinfo/singikai/kako.html</a></p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>

No.	該当箇所	質問内容	回答
6	山下ふ頭について 3) 車両出入口と緑地空間との関係性に関して	車両出入口、緑地空間及び山下ふ頭南東に位置する幹線道路（横浜港港湾計画より）がどのように関係性を持ち、またそれらと残りの山下ふ頭敷地と隣接地がどのように関係性を持つべきかについて、地上・地下関係性及び包括的な将来構想の観点からどのように理解すべきかご教示ください。	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバーリゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>
	山下ふ頭について 4) 高さ制限に関して	山下ふ頭の高さ制限は31mですが、横浜市が高さ制限を緩和する可能性はありますか？もしくは、MM21のランドマークタワーの土地区画整理事業のように類する事業が認可されることで高さや容積率は緩和されるお考えはありますか。	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバーリゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>
	山下ふ頭について 5) 大型客船寄付きに関して	大型客船が寄付くことができる場所のご指定はありますか。	<p>横浜市ではIRを導入する・しないについて判断しておらず、立地場所についての考えもありません。</p> <p>今回の情報提供依頼は、事業者の皆様が自由な発想でコンセプトや立地場所を設定して、情報提供をいただくこととしています。</p> <p>なお、山下ふ頭の再開発は、平成27年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」のもと進めており、この開発基本計画は「ハーバーリゾートの形成」を目指すもので、IRを前提としているものではありません。</p> <p>事業者の皆様が設定する立地場所において、既存の計画や土地利用制限等を参考にしつつも、それらに囚われず、様々な制度を柔軟に活用するなど、事業者の皆様が自由な発想で考えるIRについて、情報のご提供をお願いします。</p> <p>制度、条件等へのご要望・ご意見等ございましたら、調査票【項目6】へご記載ください。</p>
	6) 書類の提出について	「実施要領書」の項目9「調査票の作成及び提出資料」の(4)提出部数の項目(リンクページ4)について指示がありませんが、PDFファイルで提出してもよろしいでしょうか。	PDFファイルのデータ提出で問題ありません。

No.	該当箇所	質問内容	回答
	実施要領 4 ページ 9 調査票の 作成及び提出 (1) 調査票 の作成	【別紙1】「IR（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼項目（調査票）」により作成して下さい。とありますが、現状フォーマット1枚の枠内に記載するという理解でよろしいでしょうか。それとも設定項目に対して複数ページに渡って記載することは可能でしょうか。	事前説明会資料P31に記載のとおりです。
7	実施要領 5 ページ 10 調査票の 取扱い(2) 第三者に対し ての公表	提出した情報を調査報告書などで市民へ公開することを予定。ただし、公に公表しないことを条件として提供する情報については、第三者に対して公表・提供しないので、情報提供時にその旨を明示してください。とありますが、事業者から提供させていただいた資料に対して、情報公開請求があった場合の措置についてご教示をいただけますでしょうか。	<p>本市では、情報公開請求があった場合、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく対応となります。なお、法人等に関する情報の開示については、条例第7条第2項第3号などを基に判断することとなります。</p> <p>「横浜市の保有する情報の公開に関する条例 抜粋」</p> <p>第7条</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>